

日本弁護士連合会 コンピュータ委員会

2009年海外調査報告書

Seattle

目次

はじめに	3
1 日程および訪問先	3
2 参加者	3
3 調査の目的と内容など	3
4 調査結果	4
5 まとめ	5
ワシントン州西地区米国地方裁判所（シアトル裁判所棟）	7
1 訪問場所及び訪問目的	7
2 説明	7
（1）一般人が利用可能なコンピュータ端末の設置	7
（2）図書館	7
（3）Chief Judge Robert S. Lasnik の説明	8
（4）法廷のIT機器	8
（5）Eファイリングシステムの説明	9
キング郡裁判所	11
1 「電子裁判記録プロジェクト」の計画としての特徴および進行	11
（1）はじめに	11
（2）プロジェクトの各フェーズ	11
（3）費用便益分析	12
2 電子ファイリングの構成要素	13
（1）Core ECR	13
（2）電子ファイリング・アプリケーション	13
（ア）電子ファイリング	13
（イ）電子送達	14
（ウ）電子ワーキングコピー	14
（エ）電子一方当事者申請（クラーク経由）	14
（3）デルタ・ビューアー	14
3 利用者にとってのメリット・デメリット	14
（1）Hilyer 判事からの指摘	14
（2）Miner（高等裁判所クラーク）氏からの指摘	15
デヴィス・ライト・トリメイン法律事務所（Davis Wright Tremaine LLP）	16
1 事務所の概況	16
2 Eファイリングについて	16
ウェチェスラー・ベッカー法律事務所 WECHSLER BECKER, LLP	20
1 事務所の概要	20
2 電子ファイリング	20
（1）概略	20
（2）申立と書類提出	21
（3）ワーキングコピーについて	21
（4）証拠について	21
（5）判決について	21
（6）弁護士としての評価	22
レクシスネクシス社（Lexis Nexis）	23
1 事務所訪問の目的	23
2 説明	23
（1）「File & Serve」の概要	23
（2）電子ファイルの形式及び容量	24
（3）アクセス方法	24
（4）秘匿（sealed）書類とは	25
（5）弁護士からの不満の有無	25
（6）使用料について	25
（7）刑事事件での利用の有無	25
マイクロソフト社における契約の電子化	26
1 マイクロソフト社と法務会社部の概要	26
2 国際的ライセンスと価格決定	26
3 従来のライセンス契約とその管理	26
4 契約管理ツールの導入	27
5 契約管理ツールの利点	27
6 契約管理ツールの法律問題	28

はじめに

(鈴木)

1 日程および訪問先

2009年9月21日(月)から23日(水)

シアトル(アメリカ合衆国、ワシントン州)

9月21日(月)

午前9時から午後12時40分 ワシントン州西地区米国地方裁判所

午後2時30分から午後4時30分 レクシスネクシス社

9月22日(火)

午前10時から午前11時30分 ウェチェスラー・ベッカー法律事務所

午後2時から午後4時30分 キング郡裁判所

9月23日(水)

午前10時から午前11時30分 デイビス・ライト・トリメイン法律事務所

午後2時30分から午後4時30分 マイクロソフト社

2 参加者

コンピュータ委員会から以下の委員が参加した。

高橋 郁夫 副委員長(福島弁護士会)

深井 俊至 副委員長(東京弁護士会)

樋口 一夫 委員(第一東京弁護士会)

藤田 康幸 委員(東京弁護士会)

溝上 哲也 委員(大阪弁護士会)

藤原 宏高 委員(東京第二弁護士会)

瀬戸川 真紀 委員(第一東京弁護士会)

鈴木 誠 委員長(愛知県弁護士会)

そのほか、調査の全般および通訳等につき

デービス・J・ドリーブス氏

(シアトル出身、外国法事務弁護士、事務所：東京都港区虎ノ門)

に協力いただいた。

3 調査の目的と内容など

日本は、情報通信技術分野では、企業は常に世界市場を意識し、その技術水準とインターネットのインフラ整備は世界最高レベルに達している。しかし、その利用、活用分野では、遅れているといわれている。ことに司法分野では、紙の文書が利用され、デジタル技術の利用、活用は、ほとんど行われていない。

日本の法曹の多くは、電子ファイリングは使い勝手が悪く、紙の文書による事務処理と較べて合理的とはいえず、また、電子ファイリングやインターネットを利用した文書の送受に関しては、情報漏洩のリスクが増大すると認識している。したがって、訴訟記録の保管や、送受にデジタル技術を利用することについては、積極的とはいえません。

一方、海外では、電子ファイリングが採用されている裁判所が増加しつつある。その流れは、アメリカ、ヨーロッパなどの先進諸国のほか、アジアでも、シンガポールが先行し、韓国においても採用されている。日本の司法界は、グローバル化を意識していないし、デジタル技術の応用分野では、遅れをとっている。

そのような中、日弁連コンピュータ委員会は、グローバル化の中、司法におけるデジタル技術で世界進出をするという意識には遠く及ばないものの、海外での司法分野のデジタル技術の実用化の状況を、日本語の文献で提供することは、極めて重要な責務であると考え、海外調査を行いその報告書を作成してきた。今回は、シアトル（アメリカ合衆国、ワシントン州）での調査結果である。

なお、過去の調査状況は次のとおりである。

- 1991年 ドイツ（ボン、ザールブリュッケン、フランクフルト）イギリス（ロンドン）、アメリカ合衆国（ニューヨーク、シカゴ、ヒューストン）
- 1996年 アメリカ合衆国（シカゴ、セントポール、ボストン、ワシントンDC、サンフランシスコ）
- 2004年 シンガポール
- 2006年 E - Courts 2006（会議）、アメリカ合衆国（サンフランシスコ）
- 2008年 シンガポール

4 調査結果

キング郡裁判所では、訴訟記録のデジタル化は、「電子裁判記録プロジェクト」としてクラークにより行われた。それにより、現在においても、裁判官の執務のため、紙のプリントアウトが作られることがあるが、ファイル保管するスペースの問題が解決され、事務作業が効率化されたという。そして、2009年の7月1日から、弁護士に電子ファイリングの利用が強制（本人訴訟は例外）されるようになった。

連邦裁判所では、2004年から、弁護士に電子ファイリング（ECR）の利用が強制（本人訴訟は例外）されるようになった。ただし、電子ファイリングについて我々への説明を担当した裁判官も、プリントアウトして、紙をめくって記録を検討するほうが好きであると説明していた。

連邦裁判所には、PACER（Public Access to Court Electronic Records）という、訴訟書類の公開システムがあり、これは、一般人だれでも利用することができる。

電子ファイリングにおいては、秘匿書類（Sealed Documents）という取り扱いがあり、

弁護士が秘匿の申立てをして、判事が認めると秘匿書類となる。秘匿が認められない場合には、弁護士はその書類を撤回することができ、撤回されるとその書類は一般人が見ることのできるファイルとして記録されない（システム中には一定期間記録された後、消去される。）。

法律事務所では、弁護士には、電子ファイリングの利用が強制されていたが、当然ながら、対応は可能である。裁判所ごとに、ファイルの送信手順が異なっていて、特に ID パスワードが異なっているため、弁護士がそれを管理することは、極めて困難で、アシスタントが管理していた。

法律事務所においても、提出の締切時間ぎりぎりまでの時間を有効に利用できるというメリットはあるし、裁判所、相手方代理人に対する文書授受に関しては、合理化された。

裁判官、弁護士が執務をするに際しては、一般には、紙の文書を利用することが便利であると考えられていて、電子ファイリングが強制されたとしても、紙の書類で執務することから、離れられないようであった。しかしながら、それでも、電子ファイリングには、メリットがあると考えられていた。

本人訴訟の本人に、電子ファイリングを強制していなかった。コンピュータを所有していない層もあることを考えれば、当然である。また、市民に煩雑な手続を強制することは無理だと思われる。

5 まとめ

紙の文化に慣れ親しんだ裁判官、弁護士が、執務において、紙を離れることは、とても困難なことである。従って、弁護士に対して、電子ファイルの使用を強制することは必要であり、電子ファイリングは、mandatory（強制的、義務的）なものとしないう限り、普及しない。

弁護士に対しては、電子ファイルの使用を強制することは可能である。しかしながら、本人訴訟を認める場合に、市民に利用させることはできるが、強制することは無理である。利用には、機器が必要となるから、機器を所有していない市民を想定しなければならないし、ただでさえ複雑な訴訟手続をさらに煩雑にしてしまう。

紙の文化に慣れ親しんだ裁判官、弁護士が、執務において、紙を利用することは、許容しなければならない。

裁判官が、執務において、紙を利用することがあったとしても、電子ファイリングの採用により、裁判所において裁判官を補助するための事務処理は、極めて効率的となる。

電子ファイリングへのログインの手続は、一つの手続で統一し、利用が強制される弁護士にとって、使いやすいシステムにしなければならない。

裁判所のシステムに、ログインするに際して、ID とパスワードによるものとし、電子署名（暗号技術を利用した個人認証システム）は、必ずしも必要ではない。

連邦裁判所においては、訴訟に提出された書類の公開は徹底されており、PACER というシステムによって、誰でもアクセスできる。ただし、電子ファイリングにおいては、秘匿書類（Sealed Documents）という取り扱いがあり、弁護士が秘匿の申立てをして、判事が認めると秘匿書類となる。秘匿が認められない場合には、弁護士はその書類を撤回することができ、撤回されるとその書類は一般人が見ることのできるファイルとして記録されない。

ワシントン州西地区米国地方裁判所（シアトル裁判所棟）

（深井）

訪問日時： 9月21日午前9時から同午後12時40分まで

ホームページ：<http://www.wawd.uscourts.gov/index.htm>

説明者：

Mr. Kerry Boguszewski (Case Management System Expert)

Mr. James M. Kim (Analyst)

Ms. Gail Glass (Courtroom Deputy)

2（3）について

Chief Judge Robert S. Lasnik

2（4）について

Mr. Colin Davidson

2（5）について

Ms. Balerie Barber

1 訪問場所及び訪問目的

ワシントン州西地区米国地方裁判所は、シアトル裁判所棟とタコマ裁判所棟の2つに分かれている。当委員会は、9月21日午前9時から同午後12時40分まで、シアトルのダウンタウン内にある同裁判所シアトル裁判所棟を訪問し、同裁判所が採用しているIT機器及びEファイリングシステムの説明を受けた。

2 説明

（1）一般人が利用可能なコンピュータ端末の設置

同裁判所に入るには、入口で身分証明書の提示と荷物検査によるセキュリティーチェックがある。

セキュリティーチェックを通過すると、1階奥に、一般人が利用可能なコンピュータ端末が数台設置された部屋がある。この端末から一般人は無料で同裁判所が採用しているCM/ECF（Case Management/Electronic Case Files）システムを利用できる。ただし、文書を印刷するのは小額の印刷料が必要であり、支払方法は奥のカウンターで現金払いである。

（2）図書館

同裁判所19階に図書館がある。一般人も入館可能であるが、図書の貸し出しは弁

護士のみである。

同裁判所は、低額で判例検索や法律情報サービスを提供している Westlaw と契約をしており、同サービスの提供を受けている。

なお、ワシントン州西地区米国地方裁判所は、シアトル裁判所棟とタコマ裁判所棟に分かれているが、この2つの裁判所は専用の回線で通信可能（裁判所間のイントラネット）となっているということである。

(3) Chief Judge Robert S. Lasnik の説明

15階の法廷において、Chief Judge Robert S. Lasnik から以下の説明を受けた。

2004年にEファイリングシステムに移行した。私は1998年に連邦地裁判事に就任したが、紙にプリントアウトして、紙をめくって検討する方が好きである。

シアトルとタコマとの間の判事間で電子メールによるコミュニケーションを活用している。

民事事件でも刑事事件でも同じEファイリングシステムを使用している。しかし、刑事事件では、秘匿書類（Sealed Documents）が多い。民事事件でも、特許事件などの知的財産権、競争相手に秘密にすべき情報は秘匿する。弁護士が秘匿の申立てをして、判事が認めると秘匿書類となる。秘匿が認められない場合には、弁護士はその書類を撤回することができ、撤回されるとその書類は一般人が見ることのできるファイルとして記録されない（システム中には一定期間記録された後、消去される。）。電子的に秘匿書類とされる。紙の時代にあったような窓口で秘匿書類が誤って渡されるということはない。

以前は紙を直接手渡していたが、Eファイリングの導入はスタッフの事務の劇的な効率化につながった。スタッフへの影響が大きい。

(4) 法廷のIT機器

18階の法廷において、Mr. Colin Davidson から以下の説明を受けた。

法廷で利用される技術を担当している。判事のトレーニングも行っている。ここは、オープン法廷と呼ばれる。特にメディアから注目されるような大きな事件のために使用する。

（傍聴席から見て）左側が陪審席、傍聴席の前が原告（検察官）席、右側が被告席、原告席と被告席の間が演壇、前が判事席である。

判事席、陪審席、原告席、被告席、演壇にディスプレイがあり、傍聴席右側前に大きなディスプレイがある。

広さは通常の法廷の1.5倍くらいである。広さは違うがここにある機器は他の法廷にも設置されている。機器は3つある。

1つ目は、演壇の横の文書カメラである。弁護士は文書カメラで文書をディスプレイに映すことができる。ただ、弁護士は自分でパソコンを持ち込むことが多い。演壇にコネクタがあって、そこにケーブルで接続してパワーポイントでディスプレイに映す

ことができる。原告席及び被告席のコネクタには通訳用のコネクタがあり、ヘッドセットが接続できる。

弁護士は、コントロールパネル（リモコン装置のようなもの）を使用して、証拠を陪審と傍聴人用のディスプレイには映さずに、原告、被告及び判事のディスプレイだけに映すことができる。そのときは陪審と傍聴人用のディスプレイには赤、黄、青などのバーが映る。

2つ目は、演壇にVCRとDVDがある。

3つ目は、ディスプレイである。証人席（傍聴席から見て判事席の左）のディスプレイはタッチパネルになっており、証人がタッチパネル上を指で触りその部分を赤で示すことができる（例えば地図上でここからここに移動した、という場合、地図を映してそこに証人の移動を赤線で示させることができる。）。

スピーカーは法廷の上にある。法廷の後ろにビデオカメラもあり、ビデオ会議もできる。証人が遠方にいるときなどに使用できる。大きな事件の審理の際、法廷に人が溢れたときにも他の部屋にこのシステムで音声と映像を送れる。

電話会議システムもある。判事が保釈金決定のヒヤリングをするときに多用されている。その際、デジタル録音機により自動的に録音する。弁護士が記録をほしい場合、CD-ROMを要求することもできる。

(5) Eファイリングシステムの説明

7階の法廷において、Ms. Balerie Barber から Eファイリングの説明を受けた。

ECF (Electronic Case Filing) のトレーニングをしている。実際のウェブサイト (<http://www.wawd.uscourts.gov/ElectronicFiling/ECFHomepage.htm>) をみながら説明する。

2004年からEファイリングは弁護士に強制されている。本人訴訟での本人には強制ではない。

Eファイリングをするためには、弁護士は、Eファイリングシステムのための弁護士登録申請書（名前、社会保障番号の下4桁、弁護士番号及び州、事務所名、住所、電話番号、Eメールアドレス欄がある。）を記載し、（プリントアウトして）当裁判所にファックスする。処理は素早くなされ、電子メールでログイン名とパスワードを通知する。パスワードは変更できる。

なお、PACER (Public Access to Court Electronic Records) は一般人だれでも利用することができる。PACERで提出されたファイルを見ることができる。1頁当たり8セントが課金される。ログイン名とパスワードではECFとPACERは異なる。

ファイリングはECFである。ログイン名とパスワードでログインして、事件番号、申立の種類（ドロップダウンメニューで選択）などを入れ、自分のパソコンの中の提出するPDFファイルを選択して提出する。提出すると、この事件の相手弁護士にE

メールで通知がされる。Eメールが届かなかったら電話連絡する。Eメールには提出されたファイルへのリンクが記載されている。相手弁護士はそのリンクをクリックして1回は無料でファイルを見ることができる。

判事もこのシステムにログインして使用する。

E C Fは本人訴訟での本人も使用することができる。

以上

キング郡裁判所

(高橋)

訪問日時： 9月22日午前2時から同午後4時30分まで

ホームページ：<http://www.kingcounty.gov/courts/DistrictCourt/sitemap.aspx>

説明者

Bruce Hilyer (Presiding Judge)

Ms.Barbara Miner (High Court Clerk)

Mr.Joel McAllister (Treasury)

Ms.Kathei McCoy (MRJC Section Manager)

Ms.Sarina Aiello (Manager for Case Flow and Court Clerk Service Department)

Ms.Beth Taylor (Program Project Manager)

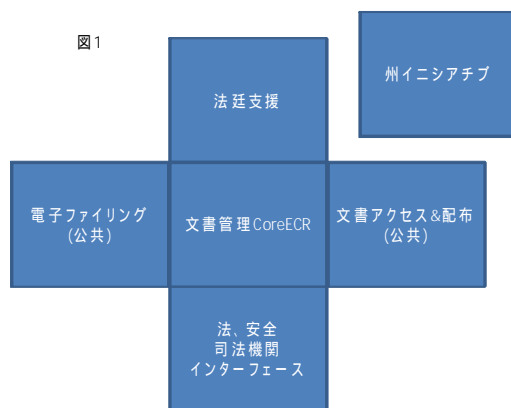
1 「電子裁判記録プロジェクト」の計画としての特徴および進行

(1) はじめに

ワシントン州キング郡では、1998年に、裁判で提出・利用される書類がおおく、ファイルを保管するスペースが足りなくなり、実際に、判事がかえらなくなるようには大変であったことから電子裁判記録マスタープランが作成された。このプランは、良く考えられたものあり、非常にビジョンに富んでいる計画であった。

(2) プロジェクトの各フェーズ

このプロジェクトの全体像は、図1でしめされる。



1番目は、CORE ECR とよばれるもので、裁判所におけるすべての書類をスキャンして、tiff形式にして内部で保管し、ファイルするというものである。2000年1月から2年経過して、移行した。

2番目は、法廷支援 (Court Support) である。この段階においては、法廷の支援システムのソフトウェアが作成され、事件ファイルは、分野ごとに整理されて、判

事、スタッフ、ファイルユーザーによって検索されるようになった。

3番目は、法、安全および司法機関のインターフェースの分野である。郡におけるすべての内部の検察官、弁護士、治安部門を電子化し、それらをキング郡 WAN で接続し、電子事件ファイルにアクセスできるようにした。

4番目は、電子ファイリングである。これは、書面提出（ファイリング）を電子的になすというものである。2004年に可能になった。この段階においては、強制ではなく、実際の利用者の割合は、5パーセントであった。その後、2009年の7月1日から強制されるようになった（なお、本人訴訟は例外）。もっとも、現在においても、法廷内においては、紙で渡すのは可能である。また、Working docs というローカルルールがあり、そのローカルルールを電子的手法におきかえて実装したものである。

また、これらのプロジェクトに関連して、5番目のプロジェクトとしてドキュメントへのアクセスおよび配布のプロジェクトがある。

6番目のプロジェクトは、州のイニシアチブによって他の州とのコーディネートなどに対応するプロジェクトがある。地方裁判所からの控訴については、電子的手法に変更して、最高裁判所に送付している。

（3）費用便益分析

このプロジェクトの特徴は、コスト・アンド・ベネフィットを非常に意識した点にある。このプロジェクトは、キング郡としてのプロジェクトである。その一方、他の裁判所においては、レクシスネクシスなどが提供するベンダーモデルを利用しているところもある。キング郡は、行政書類の電子化等においてすすんでおり、この裁判所のプロジェクトは、評価されて賞をもらっている。この受賞などが契機となり、裁判の電子化について、いろいろな会議によれば、プレゼンテーションをして説明したりしている。

このプロジェクトによって13名の仕事が減少した。これは、職員がやめた時に、補充しないないとか、移転したときに、職を割り当てたりしなかったことによって削減し、労働問題的なものは発生しなかった。移行時は、負担が大きく、困難が存在したが（紙でもらったものをスキャンしてファイルするという仕事と従来の書類を電子化するという仕事がともに存在したため）が、反対は存在しなかった。現在でも、電子裁判記録制度の例外は、本人訴訟（紙提出、電子化して保管）、刑事事件（法廷で、紙で渡す）などがある（これらの場合、紙で提出すると、1500円くらいの料金がかかる）。

判事、検察官、弁護士にコンピュータを配布した連結フェーズという段階があった。この段階では、一人の判事に、裁判官室と法廷のベンチの二カ所にPCが行き届くようにした。次のフェーズでは、キング郡内部のビューアを実装し、その後、インターネットベースの記録閲覧用のビューアをそなえた。このビューアのシステムは、ECR online と呼ばれている。このシステムによって、記録保存用のマイクロフィルムのシステムはいらなくなり、また、クラークの人件費の節約の効果もきわめて大きかった。

コスト削減をすることができたので、システム構築にかかった費用は、州から準備してもらったのであったが、裁判所は、その受け取った額を州に戻すことに成功した。

キング郡最高裁は、ベンダーモデルとの比較もしたが、ベンダーモデルにおいては、記録データの保管の責任の問題があり、また、使用者がコストを負担するというシステムであるという点から、独自の開発をするということになった。

2 電子ファイリングの構成要素

(1) Core ECR

Core ECRは、電子的裁判記録 (Electronic court record) マネジメントシステムであって、スキャンなどにより電子的に提出された書類が、提出され、インデックスづけられ、処理され、保存される手順をいう。ひとたび、書類が提出されると、内容は、変更・修正できない。提出された書類をもとに一連の処理がなされるが、その処理は、アクティビティ・ログによって記録される。このCore ECR自体は、一般には公開されていない。

次のような手順を踏み具体的な動作等がなされる。

- (ア) 書類が電子的に提出されると、申立費用がかかるので、他のアプリケーションが動いてクレジットカード・インターネットチェックの認証などをおこなう。
- (イ) 刑事事件においては、それぞれの判事が仕事が多いか少ないかなどの事情をもとに担当がきまる。その一方で、民事だと、事件を登録した段階で自動的に担当判事がきまる。
- (ウ) 事件の登録がなされると、処理用のアプリにおけるステータスのところに掲載される。
- (エ) この後は、判事がログインして処理することも多く、具体的に判事のアプリを例にとる。
- (オ) 判事のアプリのログイン画面は、シンプルにできており、ケース番号をいれるとファイルをみることができる。そして、一定の動作をすると、判事の命令等の一覧がでてくる。そして、その中で、命令を選択すると、デジタル署名が必要になるので、ジャッジの署名(プリント)がでて、その下にハッシュ値が掲載されることになる(デジタル署名は、RCW19.34 に定められているが、それ以外でもいいことになっている)。
- (カ) 命令が、なされると、eサービスを利用していると自動的に、メールが送付されて、当事者に通知されることになる。通知される。ベイリフ(執行官)が、電子メールで送付することもある。(裁判所は、命令を当事者に届ける義務はなく、ファイルすればよい。実際は、命令がでましたと教えることになる)

(2) 電子ファイリング・アプリケーション

(ア) 電子ファイリング

電子ファイリングは、弁護士にとっては、強制である。電子ファイリングは、ドキ

ュメントを pdf もしくは tiff 形式で提出する。提出時にかかる費用は、クレジットカードもしくはインターネット・チェックで支払う。なお、署名などについては、GR30 という裁判規則が、2003 年に採用されている。この電子ファイリングによって、裁判官、事件番号、事件スケジュール、事件情報カバーシートが自動的に生成される。

(イ) 電子送達

書類の送達に関して電子送達 (e サービス、以下 e サービス) という制度がある。e サービスは、電子ファイルされたドキュメントを、利用を希望する当事者に、電子的に送達するものである。当事者は、事件ごとにこのサービスを利用するかどうかを選択できる。連邦においては、自動的に送達されるが、シアトル州においては、合意によって、ケースバイケースで電子的に送達がなされる点、シアトル州においては午後 4 時 30 分を超えると、次の日とかんがえられるという点での相違がある。各弁護士は、合意する必要がなくオプトアウトして、直前でやめてしまうということが可能となっており、実務家は、この e サービスをあまり使いたがらなかった理由のひとつがそこにあるといわれている。e サービスの普及度については、裁判所においては、把握はしていない。

(ウ) 電子ワーキングコピー

これは、州の独自ルールを電子化したものである。判事に特段に注目してもらいたい書類について、電子化するという手続である。

(エ) 電子一方当事者申請 (クラーク経由)

クラーク経由で一方当事者の申立を提出する場合には、電子ファイリングは、強制的である。

(3) デルタ・ビューアー

デルタ・ビューアーは、キンク郡 WAN に接続されている判事、コミッショナー、裁判スタッフ、郡の法・安全・司法機関が利用しうる文書検索・ビューアである。複数のユーザーが同時に書類を見ることができる。このビューアは、クラークの事務所で、公衆閲覧端末でみることができる。利用者は、無料で、書類のコピーを得られる。

3 利用者にとってのメリット・デメリット

(1) Hilyer 判事からの指摘

Hilyer 判事などからの聞き取り調査等の結果、実装によるメリット・デメリットは、以下のようなものと思われる。

判事の体験からすると、コンピュータのリテラシにより、このシステムに対する評価がことなるだろうという意見であった。コンピュータで書面をみることに違和感がない判事と違和感を感じる判事とでは、システムをどうみているかが異なっている。法廷においては、以前は、これが、キ-コンセプトであるとか、コントラクトとであるとかで、マルをつけて説明していたが、いまは、プロジェクションでみせることもで

きるようになっていて、一つのスクリーンで、陪審がみることできるようになっている。

連邦裁判所が電子ファイリングを強制化してくれたことにより州裁判所として助かっているところがあると判事は、認識していた。郡裁判所における事務処理の合理化という点では、ファイルがなくなったり、書類がなくなったりということがないので、大変、助かっているとのことであった。その一方で、このシステムによって、訴訟にかかる期間が短縮化されたということはない。

裁判官の仕事としては、管理的な仕事であることもあり、導入後、生活が変わったということはないが、以前は、ファイルを自宅にもっていくということもありえたが、導入後は、自宅から記録にアクセスして見ることができるのであり、効率化・利便が高まっているということはいえるとのことであった。

もっともシステム自体、6週間も停止してしまったということがあり、訪問の前の週にも、システムが停止してしまったということがあった。これは、バックアップシステムをアップデートしている途中の出来事であった。

判事は、現時点における論点としては、eサービスの強制およびその日の期限を深夜へと延長すべきであると認識しているとのことであった。

(2) Miner (高等裁判所クラーク) 氏からの指摘

弁護士も、システムの導入の実行委員会に参加し、協力して実現したこと、キング郡では、主として法廷事務官(クラーク)の事務所が導入を積極的に進めたこと、主たる目標は、予算の削減であったが、たくさんのパートナーが必要であり、また、現実に協力をえたことなどの指摘があった。また、弁護士が、書類をデジタルでつくったら、裁判所としては、それをデジタルで必要としており、紙やメッセージャーを使う必要はないし、また、24時間使えるというメリットもあるということが指摘された。その一方で、デメリットは、文化的な変化を要求するということであり、なかなか、いつまでなれしたしんだやり方を変えるのは大変という感じる人が多いということも指摘された。

以上

デビス・ライト・トリメイン法律事務所
(Davis Wright Tremaine LLP)

(藤田)

訪問日時：9月23日 10時から11時半

ホームページ：<http://www.dwt.com/Offices/Seattle>

説明者：Steven Caplow (Partner)

Christopher R. (Chris) Helm (Partner)

なお、1年間の予定で同事務所に所属している町田憲昭弁護士（第二東京弁護士会）が同席した。

1 事務所の概況

まず、事務所の概況について、ヘルム弁護士（同弁護士は日本滞在の経験があり、日本語が堪能であった。）から以下のような説明があった。

1980年に創立され、現在、米国の8カ所と上海に事務所をもっている。東京への進出も考えている。ホームページによればシアトル最大の事務所のようなのである。

弁護士は、約500名で、その約半分がパートナーである。パラリーガル等の職員は、約600名である。

日本関係の顧客としては、日清製粉、住友金属鉱山などがあり、日本総領事館の仕事もしている。ボーイング関係では、伊藤忠系の会社などの代理をしている。

2 Eファイリングについて

続いて、カブロー弁護士からEファイリングについての以下の説明があった。

(1) カブロー弁護士は、商事訴訟を担当している。シアトル・マリナーズの代理もしており、スタジアム建設の際に紛争があったとのことである。ワシントン・ミューチュアル(注)の代理もした。なお、この事務所は、ワシントン・ミューチュアル・タワーという高層ビルの22階にある。

(注) ウィキペディア日本版（<<http://ja.wikipedia.org/>>からアクセスできる。）>によれば、ワシントン・ミューチュアル（Washington Mutual）は、かつて存在した、アメリカ合衆国最大の貯蓄貸付組合であり、2008年に経営破綻をした。

訴訟は、事務所の約3分の1の弁護士が担当しており、訴訟部門は当事務所の中で一番大きな部門と言える。航空機関係も担当している。

(2) Eファイリングは、連邦裁判所のシステム（ECF, Electronic Case Filing）から始まったが、それは統合されている。しかし、州裁判所のシステムは、それぞれの郡から始まっていて、統合されておらず、面倒なことがある。それぞれの裁判所ごとに口

ーカル・ルール（独自の規則）があり、州ごと、郡ごとにルールがある。

連邦地方裁判所は、ワシントン州では西地区と東地区にそれぞれある。西地区の連邦地方裁判所（U.S. District Court for the Western District of Washington）<<http://www.wawd.uscourts.gov/>> は、シアトルとタコマの2カ所にある。

控訴審は第9巡回区控訴裁判所（U.S. Court of Appeals for the Ninth Circuit）<<http://www.ca9.uscourts.gov/>>（カリフォルニア、オレゴン、ワシントン、アリゾナ、ネバダ、アイダホ、モンタナ、アラスカの8州を管轄している。）であり、Eファイリングができる。そのためのアカウント（利用しうる地位）をもっている。そのほか、破産裁判所用のアカウントもある。

（3）ECFとは別に、訴訟記録を閲覧するためのPACER（Public Access to Court Electronic Records）<<http://www.pacer.psc.uscourts.gov/>>というシステムがある。これにより、例えば、自分はデラウェア州の訴訟記録を閲覧できるが、デラウェア州の裁判所へのファイリングはできない。

（4）紙の書類の扱いについては、裁判官によって、いろいろなルールがある。なお、電子的に提出した書類を印刷した紙のものをワーキングコピーと呼んでいるようであり、書記官が管理する書類以外に、裁判官に特に見てもらいたい書類として当事者が提出することもあるようである。100ページを超える文書については、紙で出すことを求められることがある（注）。カリフォルニア州には、すべてを紙で出してほしいという裁判官もいる。

（注）Amended Electronic Filing Procedures（<<http://www.wawd.uscourts.gov/documents/ElectronicCaseFiling/>>からアクセスできる。）の7ページでは、50ページを超える書類については裁判官用に紙のものを提出することが求められている。

（5）いくつものシステムがあり面倒ではないかとのことだが、PACER、破産裁判所、西地区の連邦裁判所、州裁判所、第9巡回区控訴裁判所などのアカウントが7つある。秘書が1枚の紙に整理してある。なお、IDは、名前と番号の結合であり、パスワードは、最初は暫定的なもので、のちに変更できる。

（6）実際にファイリングをするのは、弁護士か、スタッフかという点については、事務所によっては、Eファイリング専用のスタッフを設けているところもあるが、自分は、自分自身でファイリングをしている。事件に関する知識がない人がファイリングをすると問題が起きる可能性がある。

州裁判所へのファイリングは比較的簡単なもので、秘書にやらせるが、連邦裁判所へのファイリングは、いろいろな判断をしなければいけないので、ほとんど自分でやっている。

（7）ワシントン・ミューチュアルの裁判は、全国で起きていたが、シアトルで審理した。クラスアクション訴訟も起きた。このような広域係属訴訟（MDL, MultiDistrict

Litigation)(注)は、ワシントン DC の裁判所が一元管理をしている。3つのグループ(証券、デリバティブ、年金)に分けられて審理された。一時的には紙のやりとりが必要だったが、電子的に処理された。親会社については、破産したので、破産裁判所で処理された。なお、MDL に関する申立てや決定はワシントン DC に置かれている Judicial Panel on Multidistrict Litigation という部署が担当しているようである。また、個々の MDL について、どの裁判所に集められるかについて一律に定められたルールはないようである。

(注) 田中英夫編『英米法辞典』によると、「少なくとも一つの(通例は複雑な)事実問題を共通にする複数の民事訴訟が、いくつかの裁判区(district)にわたって連邦地方裁判所に係属するときに、それらの訴訟を1つの裁判所に集めて、1人の裁判官の指揮のもとに統一的な pretrial proceeding(正式事実審理前手続)を行うため、連邦の立法により1968年に設けられた制度」である。なお、MDL に関して弁護士がまとめたサイトとして、<<http://www.classactionlitigation.com/mdl/faq.html>>がある。

(8) E ファイリングの手順についてだが、まず、注意してログインする。選択のためのタブがあり、例えば、訴訟開始を選ぶ。

有利な判断がなされるために、裁判所にぜひ読んでくれとお願いしたいときに、どこに記載すればよいのかについて便利な仕組みがないように思うとのことであった。

いくつかのファイリングをしようとするときに、1回ごとにログインしないとできないということがあり、戻るのが不便である。どのパス(経路ないし手順)で行けばよいか分からないことがある。システムを設計した人が、複数のファイリングすべき書類のことまで考えていなかったのかもしれない。その点で不満がある。

(9) システム設計にあたって弁護士の意見を聞いたかどうかという点については、聞いたのだろうと思うが、自分自身は聞かれていない。ただ、今は、皆が使うようになっているので、ヘルプデスクに問い合わせるということになる。なお、PACER は、ヘルプデスクをもっているが、ECF には、ヘルプデスクがないという話があった(注)。

(注) ECF Home Page <<http://www.wawd.uscourts.gov/ElectronicFiling/ECFHomepage.htm>>には、ヘルプデスクについて記載されている。

アメリカ法曹協会(ABA)などが意見を聞かれたかどうかについては、確認できなかった。なお、National Center for State Courts <<http://www.ncsconline.org/>> という組織に電子 filing を含む電子的記録へのアクセスを検討する委員会が設置されていて、その委員会を通じて弁護士の意見が聴取された可能性がある。

(10) 最終の確認の前に、どの事件のどの書面がリンクされたかがわかるとよいが、そのような仕組みになっていない。

いったんアップロードしてしまうと、撤回することはできない。もし間違った場合

は、関係事項申立書（praecipe）（注）という手続があるので、それを利用することになる。

（注）田中英夫編『英米法辞典』によると、「訴訟当事者が準備ないし発行してもらうことを望んでいる文書作成に必要な事項を記載した書面」である。

アップロードが終わると、アップロードした書類の名前が表示される。アップロードした文書のページのヘッダ（最上部）に、複雑なコードが記載される。これを知らないと、どれがオリジナルかコピーかわからないことになる。

- （１１）ファイルできる時間は、州裁判所では、午後４時３０分までで、それを過ぎると翌日扱いになる。連邦裁判所では、一般に２４時までだが、ある裁判官は午後５時で締め切りにしていたりする。
- （１２）Eファイリングされた書類では、訴状（complaint）、答弁書（answer）、原告の反対訴答（reply）などの分類で整理される。ただ、リンクは十分ではないようである。
- （１３）システムが正常に機能しない場合のことについては、前もって予定されていることもあるが、そうでないときは、通知が来ることもある。それに対応できないときには、裁判官によって対応が異なる。
- （１４）紙が減ったかについては、一概に言えない。ただ、事件によっては、大幅に減っている。特に破産事件においては、非常に減った。

以上

訪問日時：9月22日 午前10時から11時30分

ホームページ：<http://www.wechslerbecker.com/>

説明者：Allan Frank (Partner)

1 事務所の概要

8名の弁護士がいる事務所で、家族法専門の弁護士事務所である。

また、仲裁人としての業務もあり、その関係者が事務所に来ることも多い状況である。

25台のPCがあり、各種windowsが混在している状況にある。弁護士同士の接続は良好ではない。ワイアレスネットワークやLANなどを使用している

外部からは、ID・パスワードで外部から接続することができるようになっていたが十分なものではなかったため、システム構成を変更し、3ヶ月後に新たなサーバを導入する予定であり、セキュリティについてももう少し充実する予定である。

2 電子ファイリング

(1) 概略

裁判所のシステムは、Eファイリングを使用することを2009年7月か強制されることになった。

これらのシステムは、5年前(2004年)から使っていたが、判事も紙を見たいなどの理由もあって、結局ハードコピーを持って行かなければならないので使われていなかった。弁護士が慣れていないことも理由の一つである。

以前は、メッセージサービス(バイク便)を利用して書類の送付をしていたが、Eファイリングをする場合は、昼の12時が期限である場合も、11時45分に書類を作成し、Eファイリングして、電子メールを相手方に送付しておけば、それで期限内の送付とみなされる。メッセージサービスは12時過ぎになってもかまわない。

メッセージサービスは、通常の送付については、月額2万円程度の定額であり、速達サービスになると高額(20乃至30ドル)になるのでこの心配がなくなり費用の削減になっている。

書類は、TIFFあるいはPDF形式で送付する。通常事務所にあるコピー機に装備してあるソフトを利用してスキャンして作成している。客のサインが必要なものは、サインをもらったうえスキャンする。

キング・カウンティー(州裁判所)のシステムは、独自のシステムである。連邦裁判

所のシステムの方がわかりやすい。

自らファイルしたものを30日間見られるが、事件について検索(弁護士名と当事者名の検索は可能ですが)することはできない。検索については、Scomisなどの別のシステムによる。通常の民事事件については、かなりの内容が検索できるが、離婚や父を定める訴えなどの特殊事件は、当事者名が秘匿される。秘匿するか否かは、判事の判断であるが、裁判公開の原則との関係で秘匿する場合は、限定的である。医療・資産状況・給与情報その他の個人情報、秘匿される必要がある。住所はこれに入らない。

(2) 申立と書類提出

申立については、費用をクレジットカード(事務所の)で支払います。ログインするには、IDとパスワードを弁護士個人のものを使う時と弁護士事務所のものを使うときがある。

書類の提出については、書類を提出(Eファイリング)して、確認ページがくるのでこれをプリントアウトしておく。その後、Eサーバシステムに移行して、相手方にメールし、これでリストに登録してある代理人には、送達したことになりその旨の証明書を受領する。24時間使えるが、当日の午後5時30分までは、当日扱いとなる。

(3) ワーキングコピーについて

ワーキングコピーというシステムがある。これは、判事らがそのまま使えるような形式で送付する制度である。ワード形式で送付してそのまま使って命令などを出してほしいときに使用する。これらは、判事だけではなく、書記官・相手方弁護士にも出すことがある。趣旨は同じである。

(4) 証拠について

証拠は、リストはEファイリングしますが、コピーや原本を持参します。以前のトライアルでは、5部のコピーを用意した。

家族法事件では、トライアルの前で和解する件が多いが、5%はトライアルまで行く。トライアルまでは証拠のリストはあるが、コピーなどは裁判所になくなる。

提出された証拠は、裁判終了後30日間書記官が保管し、この期間が終了しても取りに行かないときは廃棄処分(廃棄費用として30ドル程度を負担する)となる。これに使用したバインダーは、誰でも無償でもらい受けることができる。

(5) 判決について

判事が判決するときには、申立その他の書類は、Eファイリングされたものであり、証拠は紙で存在するということになる。

(6) 弁護士としての評価

秘書は時間がかかるが、弁護士としては便利なシステムである。一番の点は時間の節約で、手続きをするのにどこにいても自由なことは重要である。休日でも仕事が可能で、 아이폰などでも使える。

メッセージサービスなどの、利用料金の節約になる。メールを送って客にすぐ見てもらえ、便利なシステムである。

以上

レクシスネクシス社 (Lexis Nexis)

(藤原)

訪問日時： 9月21日午後2時30分より同午後4時30分頃まで

ホームページ： <http://www.lexisnexis.com>

<http://www.lexisnexis.com/fileandserve/researchers>

説明者： Evan Y. Uchida, Esq. (主な説明者)

Joseph Kempf

Patrick Santel

1 事務所訪問の目的

シアトルのダウンタウンから車で30分ほど東南方向に走ったところに判例検索で有名なレクシスネクシス社がある。9月21日午後2時30分より同午後4時30分頃まで、同社を訪問し、同社のEファイリングシステムである「File&Serve」の説明を受けた。「File&Serve」は、同社の商品名であると同時に同商品を扱う同社の部門名でもある。上記説明者から同社の「File&Serve」について、以下の説明を受けた。

2 説明

(1) 「File & Serve」の概要

「File & Serve」は商品名であり、コロラド州とデラウェア州の裁判所が、これを使用している(当サービスを利用している裁判所は以下を参照)。

http://www.lexisnexis.com/fileandserve/docs/FSCourtsavailable_for_efiling.pdf

「File & Serve」は、裁判を担当する法律事務所や弁護士が代理人に付かない当事者間におけるEファイリングサービスを提供するものである。セキュリティの確保されたシステムの中に、Eファイリングされたデータが保管され、このサービスを受ける顧客は、WEBベースでサーバにアクセスしてログインし、データの送受信を行うことになる。本人訴訟の場合、ウェブ・ブラウザを利用できなくても、裁判所内に設置されるパブリック・アクセス・ターミナルというものを利用できる。

物理的にデータが保管されるサーバはLexisNexisが管理しており、裁判所のデータもこのサーバに保管されることになる。信頼性が高い反面、裁判所も同様にサーバにログインして利用する。裁判所によっては自分でもデータを保管したいというところがある。そういうときは、そっくりそのままデータのコピーを裁判所でも保管することがある。コロラド州は、物理的に裁判所が自分のところでデータを保管している。Eファイリングサービスの利点は、膨大な紙の書類の裁判所への提出や、相手方法律事務所への送付から解放される点にあり、アメリカでの今後の市場拡大が見込まれる。かかるサービスについて、レクシスネクシス社の競争相手は、裁判所自身である。す

なわち、裁判所自らがEファイリングシステムを開発して導入することである。

弁護士が書類を送付するときには電子メールでやりとりするのが好むが、一般人に対して送付するとき、電子的な方法は、好まれない。相手に書類を届ける方法として、このシステムは、紙で送付することもできる。書類を印刷して、郵便システムで送付することもできる。

多くの裁判官及びクラークは電子的に送信された書類を印刷しないでコンピュータで仕事をするができるが、他方で、なお、書類を印刷して検討する方を好む者もいる。「File&Serve」は、ペーパーレスと要求による印刷の両方に対応している。

法廷で「File&Serve」を利用する裁判官やクラークがいる。さらに、裁判官は、「File&Serve」の裁判官検討機能を利用して、極めて早く決定を下したり、公的な決定をすることができる。

訴訟が継続中、当事者は、Eサービス機能を利用して、裁判所に最初に送信しなくても、直接、他方当事者に対して、書類（ディスカバリー要求、応答など）を送信することができる。

「File&Serve」は、裁判所と弁護士の双方にとって、訴訟書類の合理的な送信及び記録の方法を提供する。この合理化された方法は、人の時間と資源（すなわち、紙、インク、郵便、速達）の費用を節減する結果とする。紙は、保管、運搬及び維持に不便で費用がかかり、火災、洪水によって破損する。

Eファイリング及びEサービスは、特に多くの当事者/参加者/書類を有する複雑な民事訴訟において、多大な時間の節減を提供する。

(2) 電子ファイルの形式及び容量

裁判所での保管及び使用の基準となる電子ファイルはPDFである。PDFファイルがオリジナルになる。判事は、オリジナルをそのまま見ることができる。

使用する電子ファイルとしてPDFファイルが最も優れていると考えている。

「File&Serve」は、多くのファイル形式を受け入れることができる。これら元ファイルを点検のために保管することに加え、現在、これらのファイルをシステムを通じて送信する前にPDFに変換している。

「File&Serve」には電子ファイルの最大値についてのデフォルトはないが、最大値を設定する機能がある。

(3) アクセス方法

有効なIDとパスワードでどこからでもアクセスできる。24時間、年中無休でアクセスできる。ユーザー確認とEファイリングの通信は、SSLによってなされる。IDとパスワードの登録は、オンラインで、通常は、すぐに利用可能になる。特別のデジタル署名による認証はない。IDとパスワードでの認証でトラブルが起きたことはなく、これで十分である。法律事務所でアソシエイトやパラリーガルが使ったとしても、問題がおきたことはない。

署名が必要な書類には、裁判所により決定されるが、”/s/ John Doe”のように”/s/”をつけるということが利用されている。

E ファイリングがなされると、電子メールで通知がなされる。通知を受けた者は、IDとパスワードでログインして書類を見ることができる。

(4) 秘匿 (sealed) 書類とは

秘匿書類にされると、公開でアクセスされる書類ではなくなる。

(5) 弁護士からの不満の有無

新たなトレーニングが必要になったりするという弁護士からの不満はある。そこで、強制ではないが、教育やセミナーを行っている。メリットを最適化して説明するようにしている。

(6) 使用料について

このサービスの使用料は受益者である法律事務所等が負担し、裁判所からは使用料を徴収していない。裁判所は、コストも減少できるので興味があるようである。

利用者に対する請求は、月極めの請求書による。

(7) 刑事事件での利用の有無

現在のところ、民事事件でのみ利用実績があり、刑事事件では利用されていない。

以上

マイクロソフト社における契約の電子化

(溝上)

訪問日時： 2009年9月23日 午後2時30分から

説明者： Vincent Pickering (Associate General Counsel / US-WSG CL WWLP)

1 マイクロソフト社と法務会社部の概要

マイクロソフトには、社員91000人がいるが、うち36000人が米国外にいて、世界の76カ国で活動している。2009年度の収入は、584億円に上り、研究開発費は80億円を超えている。マイクロソフトの使命は、人とビジネスに対してその可能性をフルに発揮させることにある。

マイクロソフトの法務会社部 (legal and Corporate Affairs) には、世界で約1050名の従業員がいる。年間予算は、8億5000万円で、中規模のローファームの機能があり、政府および共同体の規制問題、訴訟、会社、研究開発、商取引、M & A、労働法 (ビザ等) の様々な問題を取り扱っている。

私は、英国の弁護士資格があり、入社約5年だが、部下は25名いる。

2 国際的ライセンスと価格決定

法務会社部は、小売りとOEMを除くすべての消費者向けでない商業的売上を担当している。2009年度の収入は、229億円になり、ライセンスの価格決定の責任がある。知的資産を換金するための枠組み、手続、プログラムを企画し、ビジネスグループとは、創造的緊張関係がある。反トラストの問題、訴訟は、別のグループが担当する。

反トラストの問題については、いつ反トラスト部門に相談するかというのを考えている。

会社間で、特にディスカウントをする場合には、反トラスト法の配慮が必要になる。価格については、いろいろなプログラムをつくり、大きな需要者、中くらいの需要者、小さな需要者ごとに値段をきめる。これを Waterfall (滝) のようなモデルと呼んでいる。

3 従来のライセンス契約とその管理

従来のライセンス契約では、需要の基準として、企業契約、選択契約 (中小)、オープン契約 (ボリューム) があり、国によっては2層3層の直接契約、間接契約が必要になる。契約書は、顧客の承認と署名が必要で、地域の運営センターによって、パートナーと顧客に署名したものを返していたが、2年前から、米国とカナダでは契約書を1通作成し、署名済のコピーをもらう方法となった。

電子的コピーをとってそれを保管し、オリジナルを1部渡すという手続だと問題がおきないか、米国は各州の法律を1年間かけて調べて実施した。裁判官が証拠と認めるか

微妙だが、紙は重い、場所もいるし、保管にコストもかかる。それまで、コロラド・ストーンマウンテンに、契約書を保管するシステムがあり、すべての紙の契約を保存していた。統計的には、訴訟は、きわめてまれで、0・1パーセント以内なので、保管のコストと比較して、リスクとして把握可能と考えた。

4 契約管理ツールの導入

契約の管理のソフトはあったが、情報をタイプしないといけないので、ミスがありうるし、入力後の紛失リスクもある。営業の顧客情報、契約管理は別の情報で、つながってなかった。契約を保管すると直接、営業が書類を見られなかった。フロントエンドとバックエンドのシステムがあって、パートナーと仕事をしているが、3つのシステム(パートナーシステムを含む)とは、お互いにリンクがされていない。サインすると運用センターに送られて、バックエンドとして処理され、チャンネルパートナーは、それ自体のシステムをもっている。すべてのシステムを一つのものにするように挑戦した。

<ローカライゼーションツール>

- ・ 34言語
 - ・ 120カ国以上
- 2000を超える書類(基本契約)

ビジネスを成功させる条件となる言語と管轄を表示する商取引の文書の所持が必要。

<ボリュームライセンス契約管理ツール>

- ・ 2006年から企画し、2009年8月から稼働した。
- ・ ボリュームライセンス契約の条項、署名を自動化し、締結する電子契約ツール。

<電子契約ツール>

ボリュームライセンス契約の完成と検証がオンラインで簡単にできる。

契約書の雛形から契約書が作成できる。パートナーの住所、名称を入れて出力し、修正も予期して、修正項目があるに対応できる。システム上では、修正1、修正2の履歴が残る。

顧客の電子的な承認にも、実署名にも対応する。

システムにすべてのデータを提供する。

5 契約管理ツールの利点

入力のミスや手間が少なくなる。時間の節約、スムーズに契約できる。更新についてもシステムが満期の前に営業に連絡する。アカウントマネージャーが求めれば、交渉の経過のメールなどにリンクすることができる。なにか問題がおきたときに検索するとリンクしてみることができる。紙と電子的なものとの違いはない。

インターフェイスもいいので、代理店も使わせてくれといっている。取引先の会社だといろいろと関係者があって、その点も歓迎されている。

6 契約管理ツールの法律問題

・ データプライバシー

マイクロソフトの社内では誰が見ることができるかは制限されている。

・ 電子署名

電子署名が利用できるし、実際にも使っている。イメージ署名は使いにくい。使っている e-mail (Windows Live ID) による確認を認めている。契約に際しては、メールでリンク先を連絡するだけである。顧客は、ダウンロードして、閲覧・印刷できる。顧客がサインして (伝統的、デジタル的に) 送ってくる。これが申し込みになる。マイクロソフトで、アカウントマネージャーなどが確認して、承認になる。承認すると、自動的に電子メールを発生して、リンクで契約を確認する。データにだれがアクセスできるかどうかということに注意している。

・ 契約の効力

電子署名の効力は米国、カナダ、日本も認めている。EUは27カ国が認めている。90ぐらいの国に提供しているが、明確に効力を否定している国はない。むしろ、言語の問題が大きな問題である。

・ 契約後の証明力

偽造だという問題がおきうる可能性はあるが、技術・議論・手続で説明している。移転税制など、税金の問題もおきてくるが、電子的に保存されているところがどこかということがポイントになる。交渉関係書類は、2年間保管している。



以上